

一般社団法人日本イスラム協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本イスラム協会と称する。この法人の英文名称は Association for Islamic Studies in Japan という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議を経て、別に従たる事務所を置くことができる。従たる事務所の所在地は電子広告により公示する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、イスラムに関する諸般の研究・調査を行ない、その成果を広く内外に発表するとともに、イスラム圏諸国との文化交流を行なうことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行なう。

- (1) 海外のイスラム関係機関と連絡を保ち、資料の交換及び会合を行なう。
- (2) イスラムに関する研究及び調査の実施
- (3) イスラムに関する講演会、研究会、研修会等の開催
- (4) イスラムに関する調査報告・研究論文及び機関誌の刊行
- (5) その他目的達成に必要と認められる事業
- (6) 以上の事業は日本全国において行うものとする。

(公告)

第5条 この法人の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人は、次条の定めにより会員となった者から構成される。会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するため入会した個人、法人及び団体
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下「法人法」という）における社員とする。正会員は、法人法に定められた以下の社員の権利を行使することができる。
- (1) 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

- (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
- (4) 法人法第 52 条第 5 項の権利（電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等）
- (5) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 法人法第 246 条第 3 項、法人法第 250 条第 3 項及び法人法第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

（入会）

第 7 条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を代表理事に提出し、理事会の承認を得なければならない。また、承認後、遅滞なく初年度の会費を納入しなければならない。

（会費）

第 8 条 会員は、総会の議を経て別に定める会費を納入しなければならない。

（任意退会）

第 9 条 会員は、退会届を提出し、任意に退会することができる。未納会費があるときは、それを全納しなければならない。

（除名）

第 10 条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会における総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の議決によりこれを除名することができる。

- (1) この法人の定款・規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し、またはその目的に違反する行為があったとき

2 前項の規定により会員を除名する場合は、理事会の議を経て、除名の決議を行なう総会の 7 日前までに当該会員に通知するとともに、同総会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

（会員資格の喪失）

第 11 条 前 2 条のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合はその資格を喪失する。

- (1) 死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき
- (2) 法人及び団体が解散したとき
- (3) 会費を 2 年間滞納したとき
- (4) 全会員の同意があったとき

（会員資格喪失に伴う権利及び義務）

第 12 条 会員が前 3 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務はこれを免れることはできない。また、既納の会費はいかなる事由があっても返還しない。

第 4 章 総会

（組織）

第 13 条 この法人の総会は、すべての正会員をもって構成し、法人法に定める社員総会とする。

(権限)

第 14 条 総会は、法人法に定める事項及び次の事項を決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 定款の制定または変更に関する事項
- (4) 各事業年度の事業計画
- (5) 会費等の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 長期借入金ならびに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部もしくは一部の譲渡または公益目的事業の全部の廃止
- (10) 理事会において総会に付議した事項

2 定時及び臨時総会においては、予め書面をもって通知した総会の目的以外の事項は、議決することができない。

3 この法人は、剰余金の分配を行なうことができない。

(開催)

第 15 条 定時総会は毎事業年度末日から 3 か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号に規定する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 正会員の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき

(招集)

第 16 条 総会は、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 6 週間以内の日を総会の日とする総会の招集の通知を発しなければならない。この通知が発せられない場合には当該請求をした正会員は、裁判所の許可を得て総会を招集することができる。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 10 日前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、理事会で指名された理事がこれに当たる。

(定足数と決議)

第 18 条 総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、総正会員の過半数が出席しなければ、これを行なうことはできない。決議は、法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の議決権の過半数をもって行なう。

(議決権の代理・書面による行使)

第 19 条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について、書面により議決権を行使し、または他の会員を代理人として議決権を行使することができる。この場合、会員は出席したものとみなす。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び総会において選出された議事録署名人2名以上が署名または記名押印する。

第5章 役員

(種類及び定数)

第22条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上20名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第23条 理事は正会員の中から総会の決議により選任する。

- 2 監事は正会員の中から、総会の決議により選任する。
- 3 代表理事は、理事のなかから理事会の決議により選定する。
- 4 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(権限)

第24条 代表理事はこの法人を代表し、この法人の業務を総括する。

- 2 理事は、理事会を組織し、この法人の業務の執行を決定する。
- 3 監事は、法人法ならびにこの定款に規定する職務を行なう。理事が不正の行為をし、もしくはその行為をする恐れがあると認めるとき、または法令もしくは定款に違反する事実、もしくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会、総会に報告しなければならない。その報告をするため必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求しなければならない。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任された後2年内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。

監事の任期は、選任された後4年内の最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠または増員により選任された理事の任期は、前任者または在任者の残任期間とする。
- 3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事または監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事または監事としての権利義務を有する。
- 5 理事及び監事の再任は妨げない。

(解任)

第26条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行なわなければならない。なお、議決する前に理事会及び総会でその役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

- (2) 職務上の義務に違反し、またはその職務を怠ったとき
- (3) その他、役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会をおき、理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は法人法ならびにこの定款に定めるもののほか、次の事項を審議、議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他のこの法人の業務の執行に関する事項
- (4) 代表理事が必要と認めた事項

(理事会の開催)

第29条 定時理事会は総会開催当日に開催する。

2 臨時理事会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第24条第3項の規定により監事から招集の請求があったとき、または監事が招集したとき

(招集)

第30条 理事会は代表理事が招集する。ただし、前条第2項第3号により理事が招集する場合及び第2項第4号の監事が招集する場合を除く。

2 代表理事は、前条第2項第3・4号または法人法第101条第2項に該当する場合は、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または電磁的方法により、開催日の7日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

5 事前に傍聴を希望した会員は、理事会に陪席することができる。また、理事が必要とし代表理事が認める者を招聴することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故のある場合は、理事の互選により選出する。

(定足数)

第32条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(議決)

第 33 条 理事会の議事はこの定款に定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 34 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名しなければならない。

第 7 章 財産及び会計

(事業年度)

第 36 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(財産)

第 37 条 この法人の財産は次の各号をもって構成する。

- (1) 会 費
- (2) 寄付金品
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第 38 条 この法人の財産は、代表理事が管理し、その管理方法は、理事会の議決による。

(経費の支弁)

第 39 条 この法人の事業遂行に要する経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 40 条 この法人の事業計画及び収支予算書については、毎事業年度の開始日の前日までに代表理事がこれを作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び計算)

第 41 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、定時総会に報告しなければならない。ただし、第 3 号から第 6 号までの書類について、法人法施行規則第 48 条に定める要件に該当しない場合には、定時総会への報告に代えて総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の計算書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供する。

- (1) 定款
- (2) 監査報告書
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) その他法令で定める帳簿及び書類

3 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第47条第2項の定めによるものとする。

4 第1項の定時総会終了後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

（長期借入金及び重要な財産の処分または譲受け）

第42条 資金借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の賛成による議決によらなければならない。

2 重要な財産の処分または譲受けを行なおうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

（定款の変更）

第43条 この定款を変更するには、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の賛成による議決によらなければならない。

（合併）

第44条 総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の賛成による議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡および廃止を決定することができる。

（解散）

第45条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 合併（合併によりこの法人が消滅する場合に限る）
- (3) 会員が欠けたこと
- (4) 破産手続きの開始
- (5) 解散を命ずる裁判

2 前項第1号の決議は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の賛成による総会の議決により行なわなければならない。

（残余財産の帰属）

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の議決を経て、公益社団法人、公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に帰属させる。

(情報公開)

第 47 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(補足)

第 48 条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法、その他の法令に従う。

(附則)

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 この法人の最初の代表理事は柳橋博之とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。